

2016年3月25日

各位

会社名 株式会社かんぽ生命保険  
代表者名 取締役兼代表執行役社長 石井 雅実  
(コード番号：7181 東証第一部)  
問合せ先 広報部 (TEL. 03-3504-4418)

### 加入後一定期間経過した場合の加入限度額の変更

株式会社かんぽ生命保険（東京都千代田区、取締役兼代表執行役社長 石井雅実）は、3月25日に公布された郵政民営化法施行令の一部を改正する政令に基づき、施行日である4月1日から加入限度額が下記のとおり変更となりますので、お知らせいたします。

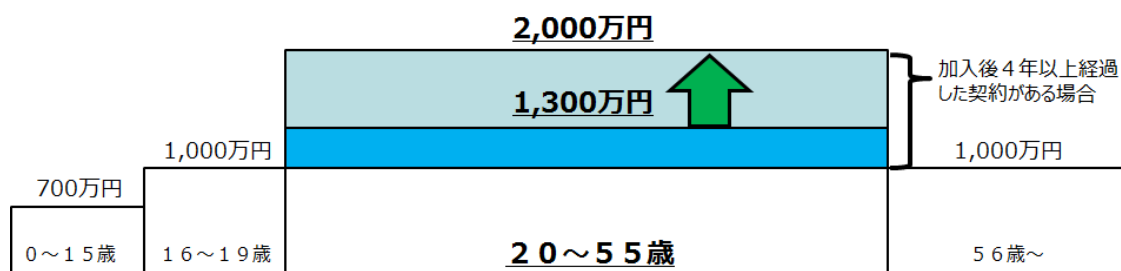
なお、本件の加入限度額の変更が業績に与える影響は軽微であると考えますが、今後、開示すべき事象が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

記

#### 1 加入限度額の変更の概要

年齢満20歳以上満55歳以下であって加入後一定期間（4年）を経過した被保険者について、加入限度額の算定の際に保険金額に算入しない額の限度が300万円から1,000万円に変更になります。これにより、1人あたり最大で通算2,000万円まで加入可能となります。

法令に定める限度額の仕組みの概要（基本契約）



#### 2 加入限度額の変更日

2016年4月1日（金）

### 3 注意事項

- (1) 加入後4年を経過した契約がない場合は、被保険者の年齢が満20歳以上満55歳以下であっても、通算1,000万円を超える保険金額での加入はできません。
- (2) 今般の変更は、基本契約（年金保険を除く）の通算の加入限度額を改正するものです。各種特約の加入限度額（通算1,000万円）及び1契約あたりの加入限度額（1,000万円）は変更ございません。

以上